



2022年5月24日

各位

株式会社 I H I
東京都江東区豊洲三丁目1番1号
代表取締役社長 井手 博
(コード番号 7013)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 福岡千枝
T E L 0 3 - 6 2 0 4 - 7 0 3 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の当社第205回定時株主総会にて、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を変更案第17条第1項に定めます。
 - ②書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する旨を変更案第17条第2項に定めます。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除いたします。
 - ④上記の新設・削除に伴ない、効力発生日等に関する附則を設けます。
- (2)経営の監視・監督と業務執行の区分をより明確にし、経営機構におけるガバナンスの機能とマネジメントの機能のそれぞれの強化を図るため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①取締役会による経営に対する監視・監督機能と業務執行を区分するため、役付取締役の規定（現行定款第 25 条）を削除し、取締役会を主宰し、監視・監督機能を担う取締役会長の規定（変更案第 25 条）を新設し、併せて、業務の執行を担う社長について、取締役ではない執行役員からも機動的に選定することができる旨の規定（変更案第 26 条）を新設いたします。
- ②当社は、経営における監視・監督と業務執行の区分を明確にするとともに、業務執行については意思決定の迅速化を目的として、2003 年に執行役員制度を導入しておりますが、上記変更に伴い、執行役員の役割を明確にするため、執行役員に関する規定（変更案第 28 条）を新設いたします。
- ③上記の変更に伴い、関連条文等を変更いたします。

2. 変更の内容

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(招集)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。</u> <u>社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>株主総会は、東京都区内においてこれを招集することができる。</p> | <p>(招集)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>取締役会の決議に基づきこれを招集する。</u> 株主総会は、東京都区内においてこれを招集することができる。</p> |
| <p>(議長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> | <p>(議長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たり、<u>社長に事故</u>あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |
| <p>(役付取締役)</p> <p>第 25 条 取締役会は、その決議をもって取締役会長および社長各 1 名、副社長若干名を置くことができる。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(取締役会長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、その決議をもって取締役会長 1 名を置くことができる。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(社長)</p> <p>第 26 条 取締役会は、その決議をもって取締役または執行役員から社長 1 名を置く。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(分掌)</p> <p>第 26 条 取締役会長は、取締役会をつかさどる。社長は、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統轄する。</p> <p>副社長は、社長を補佐する。社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、副社長がその職務を代行する。</p> | <p>(分掌)</p> <p>第 27 条 取締役会長は、取締役会をつかさどる。</p> <p>社長は、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統轄する。社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(執行役員)</p> <p>第 28 条 取締役会は、その決議をもって執行役員を置き、当社の業務を分担して執行させる。</p> |
| <p>第 27 条～第 41 条 (条文省略)</p> | <p>第 29 条～第 43 条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>附則</p> <p>現行定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 17 条の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。</p> <p>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 23 日 (木)

定款変更の効力発生日 同上

以 上